阿見町インターネット公有財産売却ガイドライン

令和7年4月1日

阿見町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）を御利用いただくには、阿見町公有財産等インターネット活用売払事務実施要綱（令和7年阿見町告示第○○号。以下「要綱」と呼びます。）に定める事項のほか、このガイドラインに定める事項を遵守していただく必要があります。ついては、「阿見町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、誓約書に同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続等に関して、本ガイドラインとＫＳＩ官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン等との間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

1. 公有財産売却の参加条件等
	1. 公有財産売却の参加条件（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却に参加することができません。）
		1. 法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員又は法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
		2. 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
		3. 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していないもの
		4. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
		5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は公有財産等を暴力団の事務所若しくは活動の用に供しようとする者
		6. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は公有財産等を当該団体の事務所若しくは活動の用に供しようとする者
		7. 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者
		8. 次条第1項各号に掲げる提出書類に不備又は不正のある者
		9. 地方自治法施行令(第百六十七条の四)に記載のある者
		10. 阿見町公有財産等インターネット活用売払事務実施要綱第4条第５号及び６号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者及び密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有している者
		11. 日本語を理解できない者（ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。）
		12. 阿見町が定める本ガイドライン及びＫＳＩ官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
		13. 公有財産等の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で必要な資格等を有していない者
		14. 提出書類に不備又は不正のある者
		15. 参加申込み時点で２０歳未満の者
		16. 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者
	2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項
		1. 公有財産売却は、法等の規定に基づき阿見町が執行する一般競争入札手続の一部です。
		2. 売払代金の残金の納付期限までにその代金を納付しない落札者は、政令第１６７条の４第２項第５号に該当すると見なされ、一定期間阿見町の実施する一般競争入札等に参加できなくなることがあります。
		3. 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
		4. 入札保証金及び売払代金を納入通知書により納付する場合、阿見町が納付を確認できるまで５開庁日程度を要することがあります。（開庁日とは土日祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの休日を除く日をいいます。）納付期限までに阿見町が納付を確認できない場合は、参加者に納付したかについて電話又は電子メールにより確認の後、領収証書を御提示いただくことがあります。
		5. 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や阿見町において閲覧に供されている一般競争入札等の公告等を確認し、関係公簿等の閲覧等により十分に調査を行った上で公有財産売却に参加してください。また、入札前に阿見町が実施する下見会において、購入希望の財産を確認してください。（下見会は、実施しない場合があります。）
		6. 売却システムは、**紀尾井町戦略研究所株式会社**の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込み等一連の手続を行ってください。
			1. 参加仮申込み
				1. 売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。
			2. 参加申込み（本申込み）
				1. 売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、阿見町のホームページより阿見町公有普通財産売却一般競争入札参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）」「誓約書(様式第2号)」「受付確認表」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書））（以下「住民票等」といいます。）及び印鑑証明書（以下「印鑑証明書等」といいます。）を添付の上、阿見町に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日必着）
				2. 住民票等及び印鑑証明書等は、発行後３か月以内の原本若しくは写しを提出してください。なお、写しを提出された場合は、落札決定後に原本を提出していただきます。
				3. 本申込み後、各種書類等には全て印鑑証明書等の印鑑で押印してください。
				4. 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法を御確認の上、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうち阿見町が指定する納付方法に「○」をしてください。
				5. 複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに、「申込書」「誓約書」「受付確認表」が必要になりますが、添付書類である住民票等及び印鑑証明書等は１通のみ提出してください。
		7. 委任して参加申込みをされる場合（参加者が法人の場合で、その代表者以外の者が、代表者に代わって入札等の手続を行う場合も含みます。）には、申込書の提出に併せて委任状、代理人の住民票等及び印鑑証明書等を提出してください。なお、書類の提出がない場合には、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記を行うことはできません。

代理人による手続をされますと、委任した権限の手続を代理人の氏名で処理しますが、落札した場合の契約者名は、委任した者（参加者）になります。

* + 1. 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。
	1. 公有財産売却の財産の権利移転等についての注意事項
		1. 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等阿見町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
		2. 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
		3. 原則として、物件に関わる調査、土壌調査及びアスベスト調査等は行っておりません。また、開発等（建築等）に当たっては、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び条例等の法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関に御確認ください。また、売却物件が自動車の場合、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号。以下「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」といいます。）及び条例等の法令により使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関に御確認ください。
		4. 公有財産等が動産・自動車等の場合、阿見町はその公有財産等の引渡しを売買代金納付時の現状有姿で行います。
	2. 個人情報の取扱いについて
		1. 公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。
			1. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として売却システムへ登録すること。
			2. 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインＩＤに登録されているメールアドレスを阿見町に開示され、かつ、阿見町がこれらの情報を阿見町文書管理規則（平成16年１月21日規則第１号）に基づき、５年間保管すること。
				1. 阿見町から公有財産売却の参加者に対し、ログインＩＤで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。
			3. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインＩＤに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
			4. 阿見町は、収集した個人情報等を政令第１６７条の４の規定に基づく一般競争入札参加者の資格審査及び関係機関等に対し、「第１　公有財産売却の参加条件等」の「１　公有財産売却の参加条件」に関する照会等を行うことを目的として利用します。
		2. 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容等と異なる場合は、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記・登録を行うことができません。
	3. 共同入札について

売却財産が不動産の場合は、共同入札することができます。

* + 1. 共同入札とは一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
		2. 共同入札における注意事項
			1. 共同入札する場合は、共同入札者の中から１名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込手続及び入札手続をすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込手続及び入札手続等については、代表者のログインＩＤで行うこととなります。手続の詳細については、「第２　公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について」及び「第３　入札形式で行う公有財産売却の手続」を御覧ください。
			2. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票等、印鑑証明書等及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した「申込書(様式第1号)」「誓約書(様式第2号)」を阿見町に提出することが必要です。なお、「申込書(様式第1号)」「誓約書(様式第2号)」「受付確認表」は阿見町のホームページから印刷することができます。
			3. 申込書等に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容等と異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
			4. 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。
			5. 共同入札者のうちの１人について、誓約書(様式第2号)で誓約した内容と相違する事実があることが判明した場合には、当該事実に対して阿見町が行う一切の措置について異議の申立て等を行うことはできません。
1. 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインＩＤでのみ入札できます。

* 1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録等のされている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

* + 1. 法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログインＩＤを取得する必要があります。
		2. 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票等、印鑑証明書等及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した「申込書(様式第1号)」「誓約書(様式第２号)」「受付確認表」を阿見町に提出することが必要です。なお、共同入札者全員分の必要書類等を確認できない場合、入札をすることができません。
	1. 入札保証金の納付について
		1. 入札保証金とは
			+ 1. 政令第１６７条の７で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、阿見町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の１００分の5以上の金額を定めます。
		2. 入札保証金の納付方法
			+ 1. 入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、阿見町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。
				2. 入札保証金には利息を付しません。
				3. 原則として、入札開始２開庁日前までに阿見町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
			1. クレジットカードによる納付
				1. クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、**紀尾井町戦略研究所株式会社**に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をＳＢペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまで、この承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、**紀尾井町戦略研究所株式会社**が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を**ＳＢペイメントサービス株式会社**に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、阿見町のホームページから、「申込書(様式第1号)」「誓約書(様式第２号)」「受付確認表」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票等及び印鑑証明書等を添付の上、阿見町に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日必着）
				2. 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「レ」をしてください。
				3. ＶＩＳＡ、マスターカード、ＪＣＢ、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）
				4. 法人で公有財産売却に参加する場合、法人代表者名で取得したログインＩＤで公有財産売却の参加申込みを行いますので、当該法人の代表者名義のクレジットカードを御使用ください。
				5. 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。
			2. 納入通知書による納付
				1. 納入通知書で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、阿見町のホームページから、「申込書(様式第1号)」「誓約書(様式第２号)」「受付確認表」を印刷し、必要事項を記載・押印後、住民票等及び印鑑証明書等を添付の上、阿見町に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日必着）なお、納入通知書による納付の場合は、必要書類が公有財産売却の参加者から阿見町に到着後、阿見町から「納入通知書」を送付しますので、必要事項を記入の上、阿見町が指定する金融機関等に入札保証金を納付してください。
				2. 納入通知書による納付の際の手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。（阿見町が指定する金融機関等以外でも納付することはできますが、手数料が発生いたします。なお、指定金融機関等については、納入通知書と併せて御案内いたします。）
				3. 納入通知書により入札保証金を納付する場合は、阿見町が納付を確認できるまで５開庁日程度要することがあります。
				4. 申込書の入札保証金納付方法欄の「納入通知書」に「○」をしてください。
		3. 入札保証金の没収
			+ 1. 公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに阿見町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。
		4. 入札保証金の契約保証金への充当
			+ 1. 公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申出に基づき、政令第１６７条の１６に定める契約保証金に全額充当します。
1. 入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

* 1. 公有財産売却への入札
		1. 入札
			+ 1. 入札保証金の納付が完了したログインＩＤでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、御注意ください。
		2. 入札をなかったものとする取扱い
			+ 1. 阿見町は、本ガイドライン1の１項公有財産売却参加条件各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。
	2. 落札者の決定
		1. 落札者の決定

入札期間終了後、阿見町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインＩＤに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

* + - 1. 落札者の告知
				1. 落札者のログインＩＤに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。
			2. 阿見町から落札者への連絡
				1. 落札者には、KSIから入札終了後、あらかじめログインＩＤで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
				2. KSIが落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、阿見町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金又は契約保証金を没収し、返還しません。
				3. 当該電子メールに表示されている整理番号は、阿見町に連絡する際や阿見町に書類を提出する際等に必要となります。
		1. 落札者決定の取消し

本ガイドライン1の１項公有財産売却参加条件各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合、又は入札金額の入力間違い等の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則として返還しません。

* 1. 売却の決定
		1. 落札者に対する売却の決定

KSIは、落札後、落札者に対し電子メール~~等~~により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には阿見町から契約書及びを契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、次の書類等を添付して、阿見町が設定する契約締結期限までに阿見町に直接持参し、又は郵送してください。

* + - 1. 必要な書類
				1. 住民票等及び印鑑証明書等の原本（参加申込みの際に、写しを提出されている場合）
				2. 不動産については、本籍地の市区町村が発行する身分証明書及び登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下「収入印紙等」といいます。）

※身分証明書とは、禁治産又は準禁治産の宣告を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと及び破産宣告の通知を受けていないことを証明する書面です。

* + - * 1. 自動車については、保管依頼書
			1. 売却の決定金額
				1. 落札者が入札した金額（落札価格）を売却の決定金額とします。（決定した売却金額には、消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、リサイクル関連料金も含みます。）
			2. 落札者が契約を締結しなかった場合
				1. 落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。
		1. 売却の決定の取消し
			- 1. 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合及び本ガイドライン1の１項公有財産売却参加条件各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。
	1. 売払代金の残金の納付
		1. 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差引いた金額となります。

* + 1. 売払代金の残金納付期限について

落札者は、阿見町の設定する売払代金の残金納付期限までに阿見町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

* + 1. 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は阿見町が用意する納入通知書により納付してください。なお、売払代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに阿見町が納付を確認できることが必要です。

* 1. 入札保証金の返還
		1. 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法及び返還に要する時間は次のとおりです。

* + - 1. クレジットカードによる納付の場合
				1. **ＳＢペイメントサービス株式会社**は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者等のクレジットカードの引落としの時期等の関係上、いったん実際に入札保証金の引落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。
			2. 納入通知書による納付の場合
				1. 入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後４週間程度を要することがあります。
1. 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

阿見町は、落札後、落札者と契約を交わします。第4第3項売却の決定の(1)アによる必要書類を添えて送付してください。

* 1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転いたします。なお、売払代金の残金納付期限は阿見町が指定する日となります。

* 1. 権利移転の手続について
		1. 【不動産の場合】
			1. 阿見町のホームページから、「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに阿見町に提出してください。
			2. 共同入札の場合は、共同入札者全員の本籍地の市町村が発行する身分証明書及び全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に阿見町に対して任意の書式にて申請してください。
			3. 所有権移転の登記が完了するまで、阿見町が売払代金の残金について納付を確認してから１か月半程度の期間を要することがあります。
		2. 【自動車の場合】

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

* + - 1. 阿見町において一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止）した場合は、自動車検査証の有効期間であっても無効となります。
			2. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。
			3. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所において、遅滞なく移転登録手続を行い、自動車検査証の写しを阿見町に提出してください。
			4. 所有権が移転した日（売払代金の残金を納付したとき）から３０日以内で引渡しを行います。
	1. 注意事項
		1. 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等阿見町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、売払代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
		2. 公有財産売却の財産内の動産類やゴミ等の撤去等は、全て落札者自身で行ってください。
		3. 財産の引渡しは現状有姿で行いますので、必ず事前に確認を行ってください。
		4. 不動産については、開発等（建築等）に当たって、都市計画法、建築基準法及びその他条例等の法令により規制がある場合があるので、事前に関係機関に御確認ください。また、自動車の場合、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法及び条例等の法令により使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関に御確認ください。
	2. 引渡し及び権利移転に伴う費用について
		1. 【不動産の場合】
			1. 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は落札者の負担となります。
			2. 所有権移転等の登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。
			3. 売払代金の残金を納入通知書により指定金融機関等で納付する場合売払代金の残金を納付後、収入印紙等を阿見町に提出してください。
			4. 売払代金の残金を持参する場合

納入通知書及び収入印紙等を併せて持参してください。

※共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に直接持参し、又は郵送する場合は、全共同入札者の合計で構いません。）

所有権移転登記を行う際に、阿見町と所管の法務局との間で登記嘱託書等の書類を送付するために郵送料（切手１，５００円程度）が必要な場合があります。

* + - 1. 物件の引渡しについては、現状有姿で行います。
		1. 【動産の場合】
			1. 契約書を締結し、売払代金の納付後に、売払代金納付時の現状有姿で行います。
			2. 落札者は、阿見町の指定する日時に引き渡しを受けられない場合には、阿見町に対して「保管依頼書」を提出してください。
			3. 財産の引渡しは、原則として、阿見町が指定する日時・場所で直接引渡しを行います。
			4. 直接引渡しの際は、落札者の本人確認のため、次のアからウまでを持参してください。
				1. 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等氏名及び住所が明記され本人の顔写真が添付されている書類）
				2. 印鑑（印鑑証明書の印鑑）
				3. 阿見町から落札者に送付された落札通知

※落札者が法人の場合は、代表者個人の上記ア及びイが必要です。

* + - 1. 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、落札者と代理人の上記（４）のアからウまでの他に、書面による「委任状（落札者と代理人双方の住所、氏名、連絡先及び押印が確認できるもの）」を持参してください。（法人従業員が引渡しを受ける場合もその従業員が代理人となり、「委任状」が必要となります。）
			2. 一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
			3. 自動車の場合、権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車税環境性能割及び自動車税等）は、落札者の負担となります。
				1. 移転登録等の手数料として自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。
				2. 自動車税環境性能割及び自動車税等は落札者が自ら申告、納税してください。
				3. 自動車・物品等の配送は、落札者で手配し費用負担してください。
			4. 札された財産の保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。
			5. その他財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は落札者の負担となります。
1. 注意事項
	1. 売却システムに不具合等が生じた場合の対応
		1. 公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

* + - 1. 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合
			2. 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
			3. 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合
			4. 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合
		1. 入札期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

* + - 1. 入札の受付が開始されない場合
			2. 入札できない状態が相当期間継続した場合
			3. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
		1. 入札期間終了後

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

* + - 1. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合及びくじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合
	1. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

* + 1. 公有財産売却の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、納入通知書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後４週間程度を要することがあります。
		2. 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、納入通知書により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後４週間程度を要することがあります。

* 1. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者等（以下「入札者等」といいます。）に損害等が発生した場合
		1. 公有財産売却が中止になったことにより、入札者等に損害が発生した場合、阿見町は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
		2. 売却システムの不具合等により、入札者等に損害が発生した場合、阿見町は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
		3. 入札者等の使用する機器及び公有財産売却の参加者等の使用するネットワーク等の不備・不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、阿見町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
		4. 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者等が使用する機器及びネットワーク等に不備・不調等が生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、阿見町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
		5. 公有財産売却の参加者等が、入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができない等の事態が発生したとき、それに起因して入札者等に生じた損害について、阿見町は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
		6. 公有財産売却の参加者等の発信又は受信するデータが不正アクセス及び改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、阿見町はその被害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
		7. 公有財産売却の参加者等が、自身のログインＩＤ及びパスワード等を紛失、若しくはログインＩＤ及びパスワード等が第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、阿見町はその被害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
	2. 公有財産売却の参加申込期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

* 1. リンクの制限等

阿見町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、阿見町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、阿見町が公開している情報（文章、写真、図面等）について、阿見町に無断で転載・転用することは一切できません。

* 1. システム利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

* + 1. 売却システムを公有財産売却の手続以外の目的で不正に利用すること。
		2. 売却システムに不正にアクセスをすること。
		3. 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
		4. 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
		5. 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
		6. その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。
	1. 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

* 1. 公有財産売却において使用する通貨、言語及び時刻等
		1. 公有財産売却の手続において使用する通貨

公有財産売却の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格等の金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

* + 1. 公有財産売却の手続において使用する言語

公有財産売却の手続において使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、ＪＩＳ第１第２水準漢字（ＪＩＳ（工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第１７条第１項の日本工業規格）Ｘ０２０８をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。

* + 1. 公有財産売却の手続において使用する時刻

公有財産売却の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

* 1. 本ガイドラインの改正

阿見町は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、阿見町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込の受付を開始する公有財産売却から適用します。

* 1. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、阿見町が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関係する情報ではありません。

1. 阿見町議会の議決に付すべき契約について
	1. 阿見町議会の議決に付すべき契約
		1. 予定価格７００万円以上（消費税相当額を含まない。）の不動産若しくは動産の売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）に該当する物件は、法第９６条第１項第８号の規定及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年３月１２日阿見町条例第１３号）第３条の規定により、阿見町議会の議決に付さなければならない。
		2. 上記（１）の物件を落札した落札者は、阿見町の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結の上、阿見町議会の議決を受けなければならない。
		3. 上記（２）の契約は、阿見町議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生するものとする。
		4. 上記（２）の契約が、阿見町議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となり、落札者はそれに伴う損害について阿見町に対して賠償等の請求及びその他一切の異議申立てを行わないものとする。
2. 用途の制限等
	1. 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

* + 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所等の用途
		2. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第４条第２項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
	1. 用途制限の承継義務等
		1. 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記１の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記１の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
		2. 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記１の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
		3. 上記の（１）及び（２）における当該第三者の前述の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。
			1. インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が**紀尾井町戦略研究所株式会社**の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

* + - 1. クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下「参加者等」といいます。）は、**紀尾井町戦略研究所株式会社**に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を**ＳＢペイメントサービス株式会社**に委託することを承諾します。参加者等は、公有財産売却手続が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者等は、**紀尾井町戦略研究所株式会社**が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加者等の個人情報を**ＳＢペイメントサービス株式会社**に開示することに同意するものとします。

**附　則**

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。